

# **東田大通り公園北側エントランス広場整備事業 公募設置等指針**

**（案）**

令和 7 年 1 0 月

北九州市 都市戦略局 都市再生推進部 緑政課

## ■用語の定義

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                         |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----|------|------|-----|------|------------|
| P-PFI    | <ul style="list-style-type: none"><li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li><li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li></ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p> <div><p style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p><table><tr><td></td><td>カフェ等の収益施設<br/>(公募対象公園施設)</td><td>広場、園路等の公共部分<br/>(特定公園施設)</td></tr><tr><td>従前</td><td>民間資金</td><td>公的資金</td></tr><tr><td>新制度</td><td>民間資金</td><td>収益を充当 公的資金</td></tr></table></div> |                         | カフェ等の収益施設<br>(公募対象公園施設) | 広場、園路等の公共部分<br>(特定公園施設) | 従前 | 民間資金 | 公的資金 | 新制度 | 民間資金 | 収益を充当 公的資金 |
|          | カフェ等の収益施設<br>(公募対象公園施設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 広場、園路等の公共部分<br>(特定公園施設) |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 従前       | 民間資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 公的資金                    |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 新制度      | 民間資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 収益を充当 公的資金              |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 公募対象公園施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</li></ul> <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                         |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 特定公園施設   | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                         |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 公募設置等指針  | <ul style="list-style-type: none"><li>P-PFI の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                         |                         |                         |    |      |      |     |      |            |
| 公募設置等計画  | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                         |                         |                         |    |      |      |     |      |            |

|         |                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置等予定者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>          |
| 認定計画提出者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li> </ul> |

# 目 次

## 1. 事業の概要

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| (1) 事業の背景及び目的 .....           | 1 |
| (2) 東田大通り公園の概要 .....          | 2 |
| (3) 事業範囲 .....                | 4 |
| (4) 事業の流れ .....               | 4 |
| (5) 認定の有効期間 .....             | 5 |
| (6) 認定の有効期間終了後の撤去（原状回復） ..... | 6 |
| (7) 事業内容等の変更 .....            | 7 |
| (8) 事業の中止 .....               | 7 |
| (9) その他 .....                 | 7 |

## 2. 公募対象公園施設に係る事項

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 公募対象公園施設の種類 .....        | 10 |
| (2) 公募対象公園施設の場所 .....        | 10 |
| (3) 設置又は管理の開始の時期 .....       | 11 |
| (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額 ..... | 11 |
| (5) 公募対象公園施設の条件 .....        | 11 |

## 3. 特定公園施設に係る事項

|                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 特定公園施設の種類 .....      | 12 |
| (2) 特定公園施設の場所 .....      | 12 |
| (3) 特定公園施設の整備費用の負担 ..... | 13 |
| (4) 特定公園施設の条件 .....      | 13 |

## 4. 管理運営に係る事項

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| (1) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置 ..... | 14 |
|------------------------------------------|----|

# 1. 事業の概要

## (1) 事業の背景及び目的

東田大通り公園は、官営八幡製鉄所の遊休地を活用し、2001年に環境をテーマにした北九州博覧祭が開催された跡地に造られた都市緑地で、東田地区における貴重な緑空間となっている公園です。

公園は3つの区画に分かれており、北側の2つの区画（B、Cゾーン）は、日常的に地区内の居住者を中心に散策や休憩などの場として利用されるとともに、イベント開催時には多くの来街者で賑わっています。一方、南側の区画（Aゾーン）は、遊具広場として、近隣の子どもたちが日常的に利用しています。



東田地区は、いのちのたび博物館やイオンモール八幡東に加え、スペース LABO、ジアウトレット北九州などがオープンしたことで市内外から多くの方が訪れており、本市の観光交流拠点として、より多くの来訪者が期待されます。

ウォーカブルなまちづくりを進めている東田地区において、JR スペースワールド駅側に位置する東田大通り公園北側エントランス及びCゾーンは公共交通機関の拠点から「いのちのたび博物館」や「イオンモール八幡東」等、東田地区の主要施設への歩行移動、また施設間の歩行移動経路上に位置し、歩行者ネットワークにおける重要な地点となっています。

北九州市では令和6年度から東田大通り公園の再整備を進め、快適な歩行環境を創出するため、芝生広場と高木による緑陰を中心とした見通しのよい空間整備や地域の日常利用を誘導するため健康遊具広場などの整備を進めています。

また、こうした快適な歩行環境の創出に合わせ、公園に隣接するいのちのたび博物館等の利用者を公園内に誘導する取り組みをハードとソフト両面で行うことでウォーカブルなまちづくりの拠点となることを目指しています。

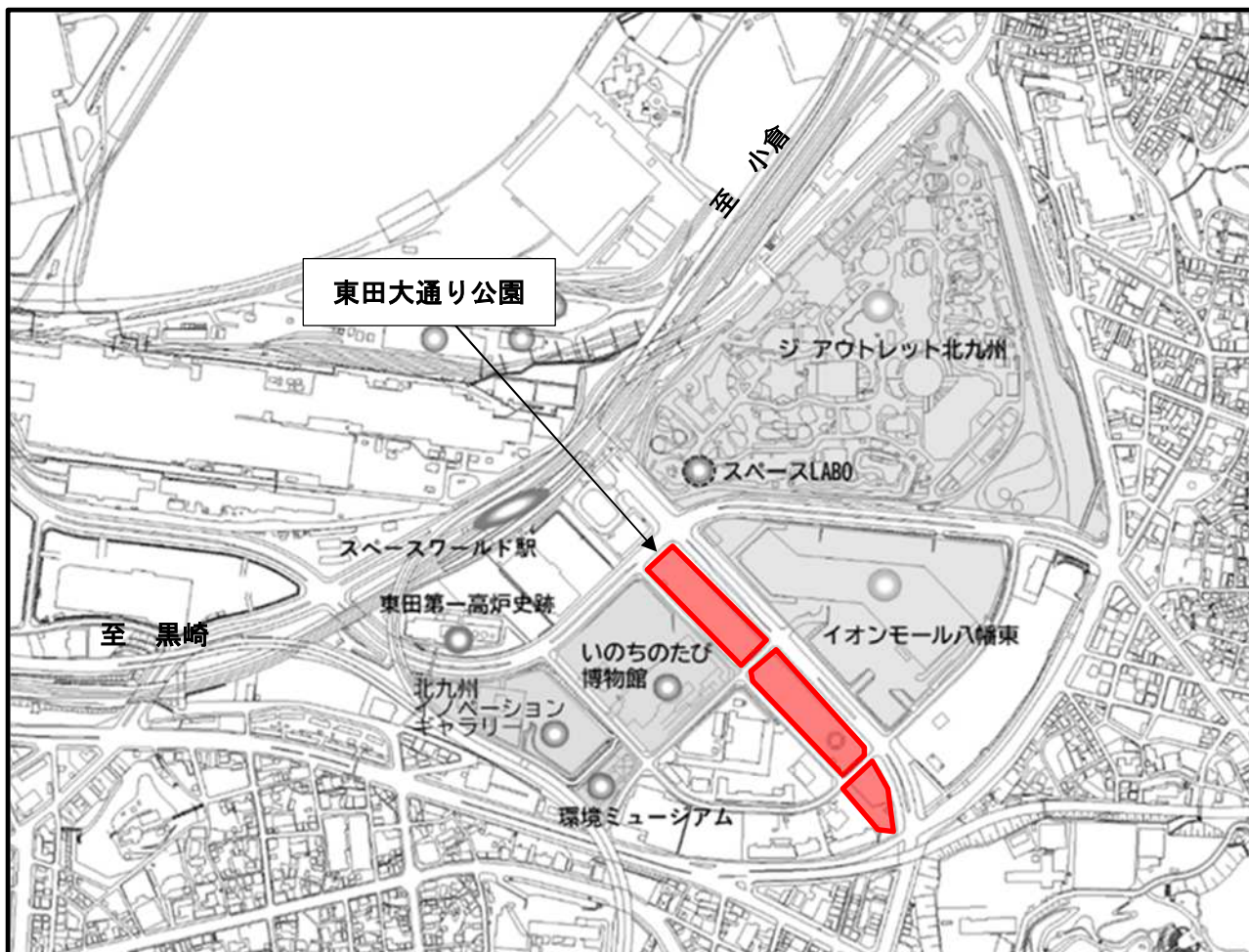
本事業では東田大通り公園北側エントランスエリアにおいて、ランドマークとなる施設を整備し、周辺施設利用者を公園空間に引き込むとともに、滞在時間を延長させるサービスを提供することによって、公園及び東田地区全体のウォーカブル空間としての質の向上を図りたいと考えています。

## (2) 東田大通り公園の概要

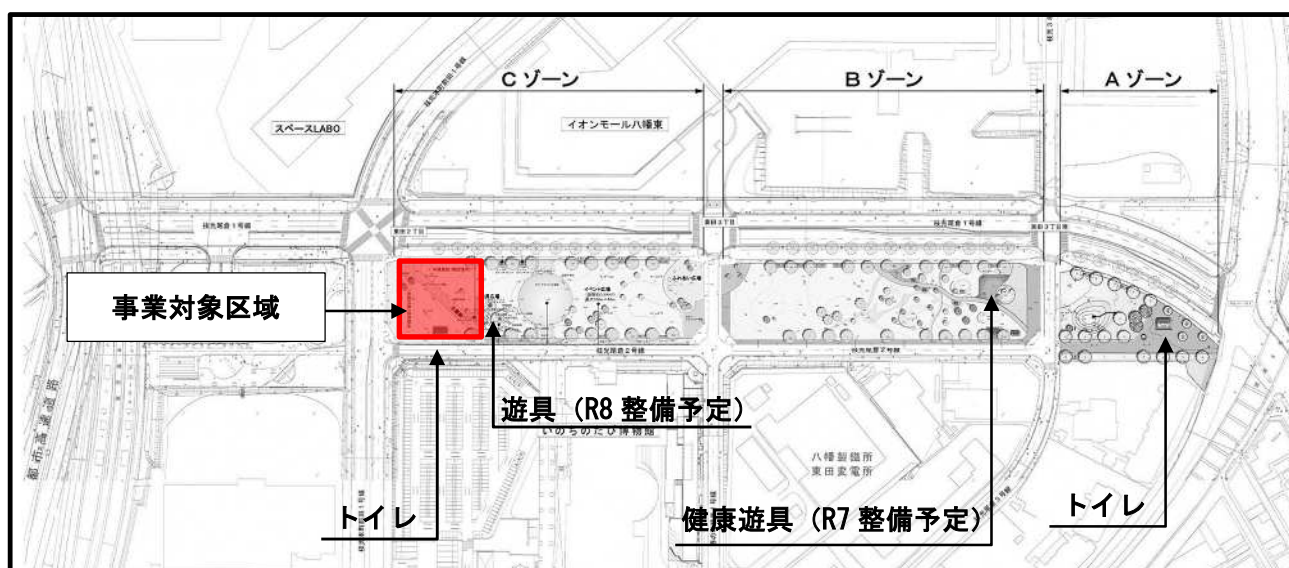
| 項目             | 概要                                                                                    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象公園           | 東田大通り公園（Cゾーン）                                                                         |
| 公園種別           | 都市緑地                                                                                  |
| 都市計画公園         | 都市計画公園                                                                                |
| 所在地            | 北九州市八幡東区東田二丁目1番・6番ほか                                                                  |
| 開設             | 2003年3月                                                                               |
| 開設面積           | 全体面積：22,770 m <sup>2</sup> （Cゾーン約9,000 m <sup>2</sup> ）                               |
| 事業対象区域         | 約2,600 m <sup>2</sup>                                                                 |
| 公園の基本的な考え方     | 【東田のまちとひとが繋がる、家族で楽しめる憩いの空間】<br>いのちのたび博物館を中心とする観光文化エリアと商業施設エリアをつなぐ東田地区のシンボリックな空間となる公園。 |
| 主な施設           | トイレ（男大1小2、女2、多目的1）、イベント広場、遊具（R8整備予定）                                                  |
| 市街化区域及び市街化調整区域 | 市街化区域                                                                                 |
| 用途地域           | 商業地域（建ぺい率：80%、容積率：400%）                                                               |
| 防火地域・準防火地域     | 防火地区                                                                                  |
| その他土地利用規制      | 地区計画（東田中央地区）<br>居住誘導区域、都市機能誘導区域、屋外広告物禁止地域（都市公園内）                                      |
| 防災関連           | 一時避難地（土砂・内水洪水、地震、津波、高潮、火事）                                                            |
| 埋蔵文化財包蔵地       | なし                                                                                    |
| 土壌汚染対策法        | 事業対象区域については形質変更時要届出区域外                                                                |
| 土地所有者          | 北九州市                                                                                  |
| 管理者            | 北九州市                                                                                  |



# 公園位置図



## 公園平面図及び事業対象区域



### (3) 事業範囲

事業者には、東田大通り公園北側エントランスにおいて以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設計・整備及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計・整備業務
- ③ 特定公園施設の譲渡及び管理運営業務

### (4) 事業の流れ

#### ①事業スケジュール

本事業の大まかなスケジュールは下記のとおりです。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 公募設置等指針の配布（公表）        | 令和８年１月      |
| 参加登録                  | 令和８年１月下旬頃   |
| 公募設置等計画の提出・受付         | 令和８年４月頃     |
| 設置等予定者の選定             | 令和８年５～６月頃   |
| 公募設置等計画の認定            | 令和８年８月      |
| 認定計画提出者との基本協定の締結・設計協議 | 令和８年８月～１０月  |
| 認定計画提出者による工事等の実施      | 令和８年１０月～    |
| 事業及び営業開始              | 令和９年３月頃（予定） |



※供用開始時期は令和９年３月を目途としますが、提案内容を踏まえ、事業者選定後に本市と協議の上で決定します。



## ②公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い公募設置等予定者を選定します。

## ③公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

## ④基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

## ⑤公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（以下、市都市公園条例という。）で定める公園施設の設置・管理の使用料を最低額として、提案いただいた使用料の額を、工事着手日から事業が完了するまで（施設の解体撤去の期間は除く）、市に対してお支払いいただきます。

## ⑥特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、市に無償譲渡していただきます。工事期間中の公園施設の設置・管理の使用料は免除します。

## ⑦特定公園施設の管理運営

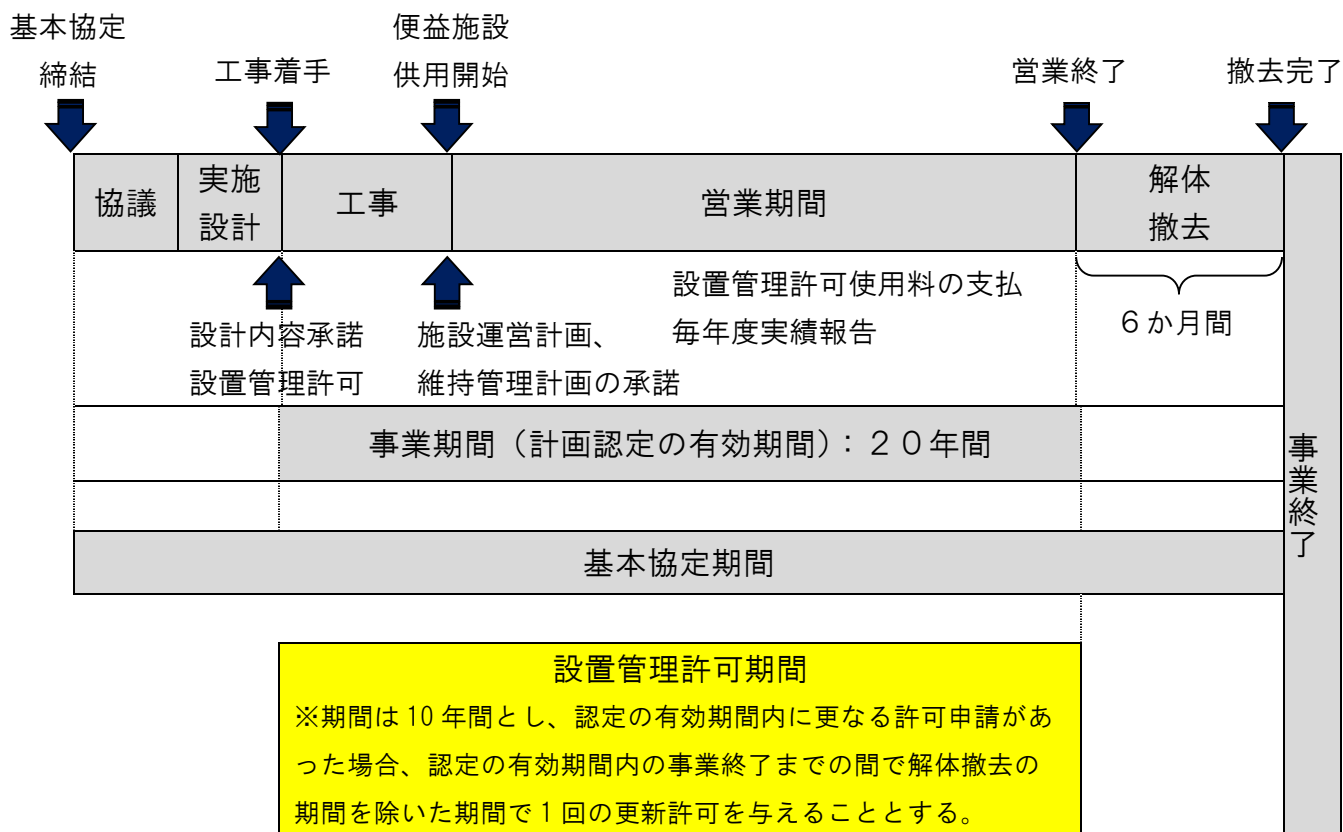
全ての特定公園施設の引き渡しが終了した時点において、市が管理する施設の対象に加える予定としています。

## （５）認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日から最長で 20 年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から 10 年以内としますが、市は、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の設置工事の期間も含みます。

## ■事業期間と公募対象公園施設の設置管理許可期限の関係



### （6）認定の有効期間終了後の撤去（原状回復）

ア）公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了後（設置管理許可等を取り消しまたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、6か月以内の市が指定する期日までに、事業区域を、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。

ただし、市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

イ）本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（地下構造物等も含む）を解体・撤去し、更地として整地することをいいます。ただし、市の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象とはなりません。

ウ）認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により市に提出し、承諾を得てください。

エ）認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了時に、上記書面の内容が事業条件等に適合しているか否かについて、市の確認を受けてください。事業者は、市の確認後、承諾を得られれば原状回復工事に着手することができます。なお、市が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。

- オ) 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。
- カ) 設置管理許可期間外に原状回復工事を行う場合は占用許可が必要となります。

## **(7) 事業内容等の変更**

認定計画提出者が、基本協定書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限って、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。なお、開業後の事業内容の変更は、原則、設置管理許可及び管理許可の更新時とします。また、構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

## **(8) 事業の中止**

事業の提案書や基本協定書、設置管理許可又は管理許可の許可条件等に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。

また、認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合には、事業を中止する日の6か月前までに、市に対して書面により申請を行った上で、基本協定の解除及び事業の中止を行うことができることとします。

## **(9) その他**

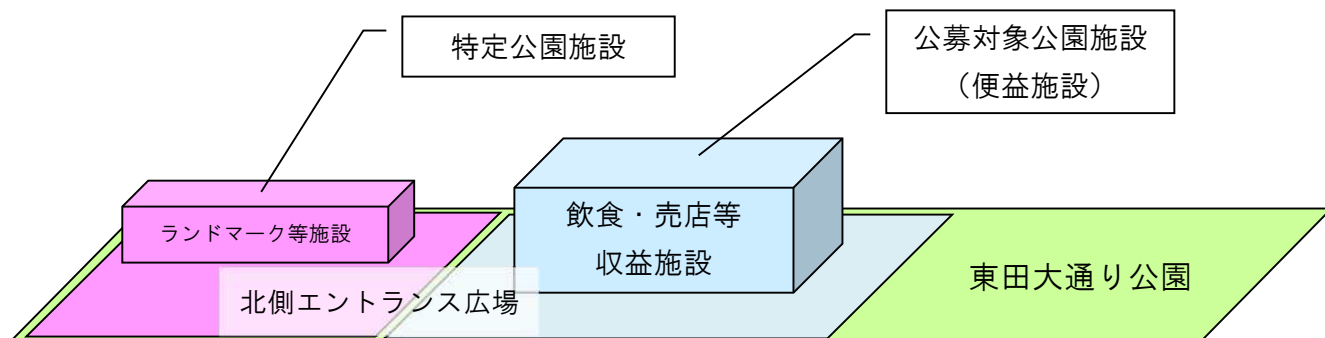
- ア) 認定計画提出者は、事業期間満了後又は認定計画提出者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできません。
- イ) 公募対象公園施設の営業状況については、毎年度報告していただきます。なお、市は公募対象公園施設の財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。
- ウ) いのちのたび博物館、周辺施設との連携に配慮してください。

## エ) インフラ施設の整備及び管理運営

インフラの整備及び管理運営にあたっては、下記の分担で行います。

| 種 類   |      | 対 応                                                                  |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------|
| 上水道   | 整備   | 認定計画提出者で公園内の既存給水管に接続すること。<br>ただし計画容量が現施設容量を上回る場合は認定計画提出者で準備し対応すること。  |
|       | 管理運営 | 認定計画提出者が整備した区間の日常的な管理運営の実施使用料金は、市を通じて支払うこと。                          |
| 下水道   | 整備   | 認定計画提出者で公園内の既存污水施設に接続すること。<br>ただし計画容量が現施設容量を上回る場合は認定計画提出者で準備し対応すること。 |
|       | 管理運営 | 認定計画提出者が整備した区間の日常的な管理運営の実施使用料金は、市を通じて支払うこと。                          |
| 電気    | 整備   | 認定計画提出者で公園内の既存電気施設に接続すること。<br>ただし計画容量が現施設容量を上回る場合は認定計画提出者で準備し対応すること。 |
|       | 管理運営 | 認定計画提出者が整備した区間の日常的な管理運営の実施使用料金は、市を通じて支払うこと。                          |
| ガス    | 整備   | 公園内に都市ガス施設はありません。必要があれば、認定計画提出者で準備し対応すること。                           |
|       | 管理運営 | 認定計画提出者で対応すること。                                                      |
| 電話・通信 | 整備   | 認定計画提出者で対応すること。                                                      |
|       | 管理運営 | 認定計画提出者で対応すること。                                                      |

■認定計画提出者が行う内容、費用及び役割分担等



| 項目    |      | 公募対象公園施設                        | 特定公園施設    |
|-------|------|---------------------------------|-----------|
| 設計    | 実施主体 | 認定計画提出者                         | 認定計画提出者   |
|       | 費用負担 | 認定計画提出者                         | 認定計画提出者   |
|       | 契約等  | 基本協定                            | 基本協定      |
| 工事    | 実施主体 | 認定計画提出者                         | 認定計画提出者   |
|       | 費用負担 | 認定計画提出者                         | 認定計画提出者   |
|       | 契約等  | 設置管理許可<br>※基本協定                 | 施設の無償譲渡契約 |
| 管理・運営 | 実施主体 | 認定計画提出者                         | 市         |
|       | 財産管理 | 認定計画提出者                         | 市         |
|       | 費用負担 | 認定計画提出者<br>※提案した設置管理許可土地の使用料を負担 | 市         |
|       | 契約等  | 設置管理許可<br>※基本協定                 | 管理引継ぎ     |

## 2. 公募対象公園施設に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法に定める都市公園施設のうち、便益施設（飲食・売店等）で、東田大通り公園の利用者の利便性向上に資する収益施設を提案してください。

※都市公園法で定める都市公園施設：都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定

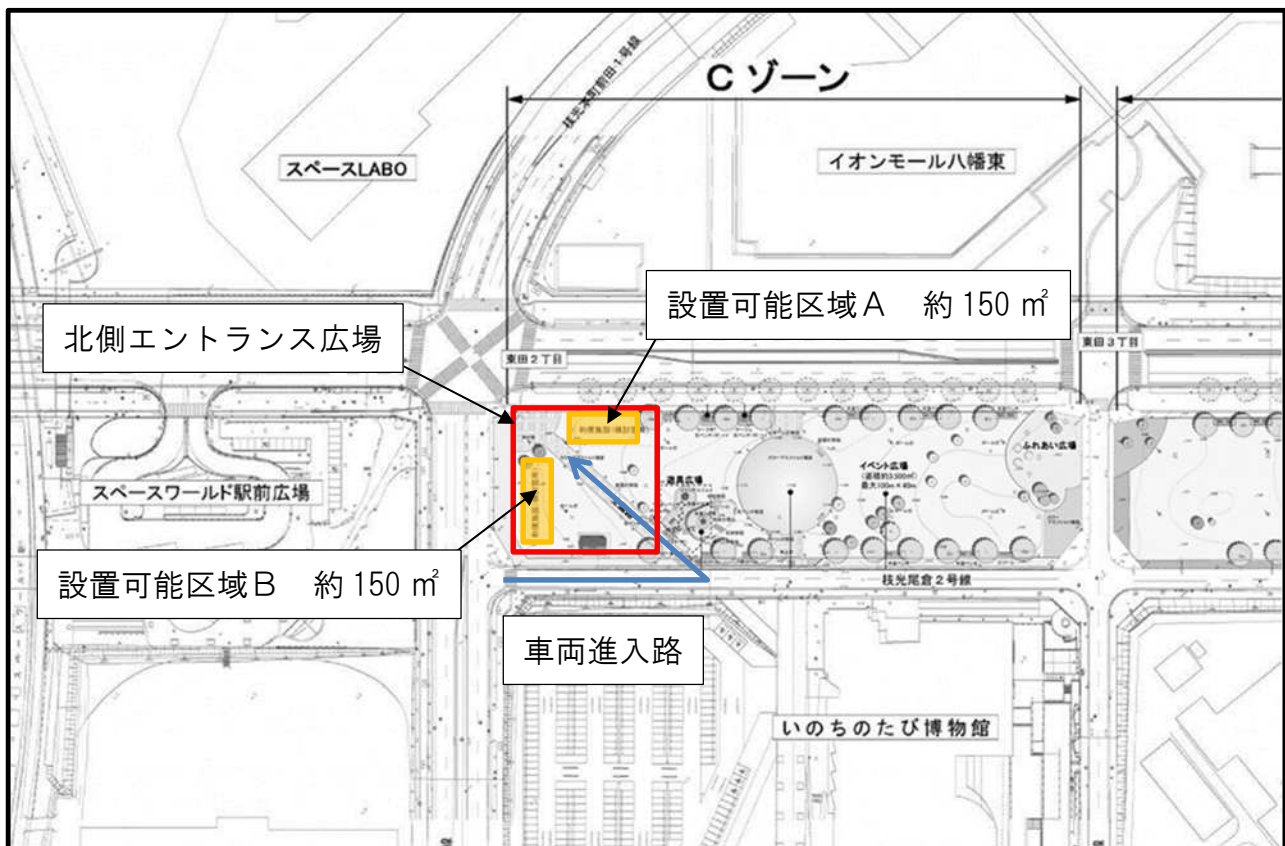
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するものを除きます。

### (2) 公募対象公園施設の場所

下記の「公募対象施設が設置可能な区域」に示す区域（約300㎡）内で、適当な設置場所を提案してください。

|            |                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 設置可能面積     | 約300㎡（設置可能区域A約150㎡+B約150㎡）                                                        |
| 現況         | 芝生広場                                                                              |
| 都市計画等による規制 | 商業地域（建ぺい率：80％、容積率：400％）<br>市街化区域、都市計画公園区域<br>地区計画（東田中央地区）<br>居住誘導区域、都市機能誘導区域、防火地区 |

#### ◆公募対象施設が設置可能な区域





### (3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は令和8年10月を予定しています。設計協議が整い次第、設置管理許可の手続きを行います。

### (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。使用料の最低額をもとに、対象面積及び面積に応じた年間使用料を提案してください。

|                  |            |           |
|------------------|------------|-----------|
| 公募対象公園施設の使用料の最低額 | 飲食・売店施設の場合 | 200 円／㎡・月 |
|                  | 上記以外の施設の場合 | 100 円／㎡・月 |

### (5) 公募対象公園施設の条件

#### ①施設の設計・整備について

- ア) 東田大通り公園の北側エントランス広場の魅力向上を図り、東田地区来街者の公園への誘導、公園利用者の利便性向上や滞留時間の延長につながる提案をしてください。
- イ) ご提案いただく公募対象公園施設は公園利用者のための施設であり、都市公園法第2条に規定される公園施設となります。そのため、公園施設の整備であることを十分理解し、公園利用者の利便性を高めるものや公園利用の増進につながる施設を提案してください。
- ウ) 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- エ) 対象地の立地条件や周辺環境等を考慮し、公園の景観と調和した配置計画、デザイン、色彩としてください。
- オ) 公園利用者が快適にくつろげる施設・空間を提案してください。
- カ) 周辺の特設公園施設や出入口等を考慮し、機能的で安全な公園利用者の動線を確認してください。
- キ) 都市公園法、建築基準法、消防法、市都市公園条例、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- ク) 設計にあたり、公募対象公園施設及び特定公園施設も含め、全体計画について、北九州市景観アドバイザー協議をしていただきます。
- サ) 公募対象公園施設は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月国土交通省）を遵守した設計とし、バリアフリー化に努めてください。
- シ) 屋外に設置する看板等、広告物については、北九州市屋外広告物条例の定めを遵守してください。
- ス) 施設や夜間照明灯の配置については死角や暗がりをつくらないように、公園の安全性に配慮してください。
- セ) 選定された設計・デザインを施工段階でやむを得ず変更する場合は、市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は認めません。

ソ) 公園内に駐車場を整備することはできません。車両による商品搬入経路は枝光尾倉 2 号線から公園主園路を通る経路となります。

## ②管理運営について

- ア) 公募対象公園施設設置の運営及び維持管理は、認定計画提出者の責任で実施してください。
- イ) 公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有するとともに、整備及び運営・維持管理に係る費用を負担していただきます。
- ウ) 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営の提案を行ってください。
- エ) 特定の会員のみが利用できる施設など、独占的な利用や排他的な利用を行う施設の設置はできません。
- オ) 公募対象公園施設の運営にあたり、実施する事業の内容は、以下に該当するものは除きます。
  - a) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
  - b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当する業
  - c) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
  - d) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - e) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
  - f) 上記のほか、公園利用との関連性が低く、市が必要とみなすことができないと判断する行為
- カ) 公募対象公園施設の営業は利用者の利便性を考慮し、通年営業を行ってください。また、営業時間については、特に制限はありません。ただし、夜間や早朝に大きな音を出さない、過度な照明を行わない等の配慮を行ってください。
- キ) 公募対象公園施設で取り扱うメニューや商品等については、公園区域内であることに鑑み、公園利用者が利用するものを主体とし、価格については利用しやすい価格としてください。
- ク) 公園利用者にとって常に快適な空間となるよう、きめ細やかな清掃、植栽管理等、公園の環境の維持及び向上措置を提案してください。

## 3. 特定公園施設に係る事項

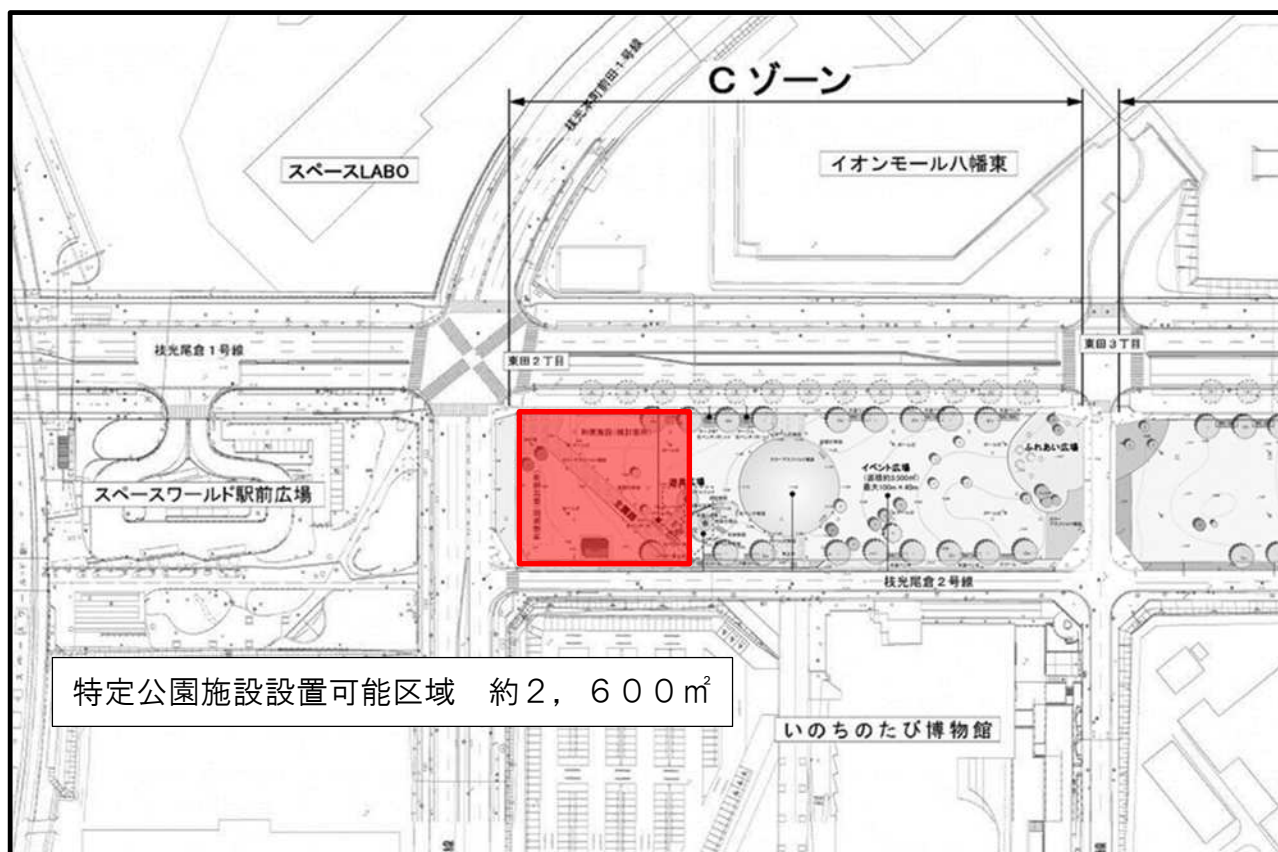
### (1) 特定公園施設の種類

東田地区および東田大通り公園のゲートとして印象づけるランドマーク要素を有するものをエントランス広場に整備していただきます。

### (2) 特定公園施設の場所

「特定公園施設の整備区域」に示す区域（約 2, 600 m<sup>2</sup>）内に、「(4) 特定公園施設の条件」に記載する要件を満たした公園施設の整備を提案してください。

## ◆特定公園施設が設置可能な区域



### (3) 特定公園施設の整備費用の負担

認定計画提出者が整備する特定公園施設の費用は事業者が全額負担することとします。  
なお、工事に要する費用の下限額は下表のとおりです。

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 特定公園施設の整備のうち工事に要する費用の下限額 | 3,000 千円<br>(消費税及び地方消費税を含む。) |
|--------------------------|------------------------------|

### (4) 特定公園施設の条件

#### ①施設の設計・整備について

ア) 東田地区のゲートおよび東田大通り公園のエントランス広場としてふさわしい施設を提案してください。

イ) いのちのたび博物館やスペース LABO などの来館者を公園に誘導できる施設を提案してください。

ウ) 動線の機能性及び安全性に配慮してください。

エ) 隣接する公募対象公園施設や公園、博物館との連携について、提案してください。

オ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年 3 月国土交通省）を遵守した設計とし、バリアフリー化に努めてください。

カ) 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。

キ) 特定公園施設の設計にあたっては、市が提供する北九州市土木構造物標準図集に基づき、設計を行ってください。

ク) 特定公園施設の設計については、設計図書の内容が市の要求水準を満たないと市が判

断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができるものとします。

ケ) 認定計画提出者は、特定公園施設の設計及び工事にあたり、市が定める北九州市測量・調査・設計業務共通仕様書、北九州市土木工事共通仕様書、北九州市土木工事施工管理基準の基準及び工事の施工に関する法令に基づき、実施してください。これらに定めのない事項については、市と協議の上、適切に施工してください。

コ) 設計にあたり、公募対象公園施設及び特定公園施設も含め、全体計画について、北九州市景観アドバイザー協議をしていただきます。

## ②管理運営について

ア) 特定公園施設の管理運営については、市が実施する予定としていますが、公園利用者にとって常に快適な空間となるよう、きめ細やかな清掃、植栽管理等、公園の環境の維持及び向上措置を提案してください。

イ) 設置する特定公園施設が高額な維持管理や修繕費を要する施設など本市で維持することが困難と判断した場合、事業者は設置管理許可を受け自らの責任と負担のもとで管理を行い、事業終了後に撤去してください。

## 4. 管理運営に係る事項

### (1) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

#### ①北側エントランス広場周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び特定公園施設が位置する北側エントランス広場等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

。